

令和元年 5 月 22 日
(2019 年)

報道各社 様

西宮市総務局人事部
人事課長 久保田和樹

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1 事案の概要

土木局所属の当該職員は、平成 28 年 4 月から平成 30 年 9 月までの間、通勤手当について、実際には徒歩が主たる通勤手段であったにも関わらず、電車を利用して通勤しているとの届を提出し、257,050 円を不正に受給するとともに、超過勤務手当について、平成 28 年 2 月から平成 30 年 10 月までの間、休日出勤した際に、実際の勤務時間より多く超過勤務時間を申請し、308,011 円を不正に受給していたものである。

本事案は、所属長が超過勤務時間の申請に不審な点があることに気づき、指摘したことから発覚したものである。

2 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
土木局	副主査 (35 歳)	R1.5.22	停職 1 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止)

3 上記事案の管理監督責任に伴う措置

所属	職種 (当時の職名)	措置日	措置内容
土木局	課長 (同)	R1.5.22	口頭厳重注意 (勤務時間にかかる管理監督責任)
土木局	副主査 (課長)		

問い合わせ先：人事課 (TEL:0798-35-3518)